

I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>目次 第1章 ～ (略) 第14章 別記 1 ～ (略) 21 料金表 通則 第1表 ～ (略) 第3表 料金表別表1 削除 料金表別表2 学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用 料金表別表3 <u>長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用</u> 附則 基本的な技術的事項</p>	<p>目次 第1章 ～ (略) 第14章 別記 1 ～ (略) 21 料金表 通則 第1表 ～ (略) 第3表 料金表別表1 削除 料金表別表2 学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用 料金表別表3 <u>削除</u> 附則 基本的な技術的事項</p>
<p>(契約者回線の移転) 第17条 I P通信網契約者は、契約者回線型サービスについて、契約者回線の移転を請求することができます。 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。 3 当社は、メニュー5（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係る I P通信網契約者から第1項の請求があったときは、現に契約している I P通信網契約について解除の通知及び I P通信網契約者が指定する場所において新たに同一内容の I P通信網契約の申込みがあったものとして取り扱うこととします。（この取扱いについては、以下単に「移転」といいます。） 4 前項の場合において、<u>料金表別表3に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の割引又は当社が別に定める割引を適用しているときは、その期間の満了日については、現に契約している I P通信網契約に準じて取り扱います。</u></p>	<p>(契約者回線の移転) 第17条 I P通信網契約者は、契約者回線型サービスについて、契約者回線の移転を請求することができます。 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。 3 当社は、メニュー5（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係る I P通信網契約者から第1項の請求があったときは、現に契約している I P通信網契約について解除の通知及び I P通信網契約者が指定する場所において新たに同一内容の I P通信網契約の申込みがあったものとして取り扱うこととします。（この取扱いについては、以下単に「移転」といいます。） 4 前項の場合において、当社が別に定める割引を適用しているときは、その期間の満了日については、現に契約している I P通信網契約に準じて取り扱います。</p>

新旧対照

旧	新																
<p>料金表 通則 (略) 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。) 第1類 IP通信網サービスに関する利用料金 第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (9)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(10) <u>長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用 (にねん割)</u></td> <td>当社は、料金表別表3に規定するところにより、<u>長期継続利用申出に係る利用料金の割引を適用します。</u></td> </tr> <tr> <td>(11) ～ (略) (22)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (9)	(略)	(10) <u>長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用 (にねん割)</u>	当社は、料金表別表3に規定するところにより、 <u>長期継続利用申出に係る利用料金の割引を適用します。</u>	(11) ～ (略) (22)	(略)	<p>料金表 通則 (略) 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。) 第1類 IP通信網サービスに関する利用料金 第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (9)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(10) 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>(11) ～ (略) (22)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (9)	(略)	(10) 削除	削除	(11) ～ (略) (22)	(略)
区 分	内 容																
(1) ～ (略) (9)	(略)																
(10) <u>長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用 (にねん割)</u>	当社は、料金表別表3に規定するところにより、 <u>長期継続利用申出に係る利用料金の割引を適用します。</u>																
(11) ～ (略) (22)	(略)																
区 分	内 容																
(1) ～ (略) (9)	(略)																
(10) 削除	削除																
(11) ～ (略) (22)	(略)																

料金表別表3 長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用

1 当社は、次表に規定する割引対象サービスについて、そのIP通信網契約者から、2に規定する期間の継続利用（以下この表において「長期継続利用」といいます。）の申出により、その期間（以下この表において「長期継続利用期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この表において同じとします。）について、次表に規定する割引額を減額して適用します。

割引対象サービス	割引額
メニュー5-1（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）の100Mb/sのものにおけるプラン3-1のものであって提供の形態による細目がII-1型のもの、200 Mb/sのもの又は1 Gb/sのものにおけるプラン3-1のもの	700円 (税込価格 770円)
メニュー5-2（10Gb/sのものを除きます。）のもの	100円 (税込価格 110円)

料金表別表3 削除

新旧対照

旧	新
<p>2 長期継続利用期間は、その長期継続利用の申出があった日（割引対象サービスの提供を開始する日までに長期継続利用の申出があった場合は、割引対象サービスの提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月の初日（以下この表において「起算日」といいます。）から起算して、23ヵ月後の料金月の末日（以下この表において「満了日」といいます。）までとします。</p> <p>ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。</p> <p>3 長期継続利用期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>4 当社は、その長期継続利用期間が満了するまでの間に1の規定により利用料金の減額（以下「長期継続利用割引」といいます。）の適用を受けているIP通信網契約者から長期継続利用の廃止の申出が無かった場合には、その長期継続利用期間の満了日に、満了日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。</p> <p>ただし、その長期継続利用期間の満了日が令和6年3月1日以降となる場合は、この限りではありません。</p> <p>4の2 IP通信網契約者は、4に定める場合を除き、新たに長期継続利用割引に係る申出を行うことはできません。</p> <p>5 長期継続利用期間において、メニュー5-1に係るIP通信網サービスとメニュー5-2に係るIP通信網サービスとの間の品目等の変更があった場合は、その割引対象サービスに係る利用料金について、品目等の変更があった日から変更後の割引対象サービスに基づく割引額（利用日数に応じて日割した額とします。）を減じて適用します。この場合において、その契約者回線に係る長期継続利用期間については、その変更等があった日以降の期間を含むものとします。</p> <p>6 当社は、長期継続利用割引の適用を受けている契約者回線について、次に掲げる場合は、長期継続利用割引を適用しません。</p> <p>この場合において、その契約者回線に係る長期継続利用期間については、その変更等があった日以降の期間を含むものとします。</p> <p>(1) 割引対象サービス以外のものへの品目若しくは細目の変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用があったとき。</p> <p>(2) IP通信網契約者から、長期継続利用割引の廃止の申出があったとき。</p> <p>7 前項の場合において、当社は、長期継続利用期間中に割引対象サービスに係るIP通信網契約者から、その契約者回線について、長期継続利用割引の適用の申出があった場合は、その申出があった日から長期継続利用割引を適用するものとします。</p> <p>8 当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、そのIP通信網契約の解除があった場合は、長期継続利用を廃止します。</p>	

新旧対照

旧	新
<p>9 <u>IP通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合は、次に掲げる額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。この場合において、長期継続利用期間の満了日を含む料金月の初日から、その満了日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間に長期継続利用の廃止があった場合、IP通信網サービスの移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。</u></p> <p><u>(1) 長期継続利用の廃止があった日の属する長期継続利用期間の起算日において利用していた割引対象サービスがメニュー5-1に係るものである場合は、4,500円（税込価格 4,950円）</u></p> <p><u>(2) 長期継続利用の廃止があった日の属する長期継続利用期間の起算日に利用していた割引対象サービスがメニュー5-2に係るものである場合は、1,500円（税込価格 1,650円）</u></p> <p><u>(注) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u></p>	
<p>附 則（平成25年1月31日東経企営第12-159号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。 <u>ただし、料金表別表3（長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用）に規定するメニュー5-2に係るIP通信網サービスの利用料の減額の適用に関する部分については、平成25年3月1日から実施します。</u></p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>この改正規定実施の際現に、料金表別表3（長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用）に規定する長期継続利用期間中のIP通信網契約者であって、利用しているIP通信網サービスがメニュー5-2に係るもの（提供の形態による細目がⅡ-2型のを除きます。）である場合は、その長期継続利用期間の満了する日までの間に、満了する日の翌日からの長期継続利用の申出がない限り、料金表別表3（長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用）第4項の規定を適用しません。</u></p> <p>4 ～（略） 15</p>	<p>附 則（平成25年1月31日東経企営第12-159号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 ～（略） 15</p>

新旧対照

旧	新
<p>附 則（平成28年2月29日東経企営第15-227号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>前項の規定に関わらず、料金表別表3に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用を開始した日が平成26年2月1日であるIP通信網契約者については、平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に長期継続利用の廃止があった場合、料金表別表3第9項に規定する額の支払いを要しないものとします。</u></p>	<p>附 則（平成28年2月29日東経企営第15-227号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p>
<p>附 則（令和5年9月27日東経営第000200000129号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>この改正規定実施前に長期継続利用申出に係る利用料金の割引の申出があった場合は、割引対象サービスの提供が令和6年3月31日までに開始された場合に限り、その割引を適用します。</u></p>	<p>附 則（令和5年9月27日東経営第000200000129号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p>
	<p>附 則（令和8年2月19日東経営第000200000774号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用の終了）</p> <p>3 当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用を終了することとします。</p> <p>4 改正前のこの約款の附則中、この附則第3項の規定により終了する利用料金の割引の適用に関する各規定を削除します。</p>